

第 109 回あるべき税制委員会、第 126 回国税委員会合同会議議事録（文責森信）

2020 年 10 月 13 日、経済産業省、経団連から令和 3 年度税制改正要望の説明をいただき議論を行いました。経産省の資料は以下。

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_01.pdf

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

経団連の資料は別添。

説明をうけて以下のような議論が行われました。

- ・来年度改正要望の繰越欠損金の上限の引上げについて、面積を変えず前倒しするような形にすれば、その後の V 字回復で税収も上がってくるのではないかと。
- ・株式対価の MA の税制優遇措置は、租税特別措置なのか。←対価に現金も混在させることも考えており、経産省の認可のようなプロセスをかませて租特での対応を考えている。
- ・事業承継は、今回の要望では買手にフォーカスしているが、売手への配慮も必要ではないか。←売り手はキャピタルゲインを受け取っており、それを繰り延べにするなどの対応は税制として難しいのではないかと。
- ・電子帳簿など納税環境の整備は重要課題。要件緩和を優良企業から始めるように仕組んでどうか。
- ・ソフトウェアの税務上の取り扱いについて問題がある。自社利用ソフトについては、販売目的に準ずるソフトと、自社業務用ソフトとに分けて取り扱いを区別することが必要ではないか。前者については、研究開発費の額を取得価格に算入しないことができるよう取り扱いを改正すべきだ。
- ・わが国の会社は無形資産が少ないといわれるのはなぜか。←会社の意思決定として設備投資となると社内手続きが大変。費用処理の方が楽。BS に乗らない日本企業の無形資産は多くあるのでは。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。